

「指定短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム木崎野荘」重要事項説明書

<令和7年11月1日現在>

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(青森県指定 第0272500539号)

当事業所は、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 誠友会
- (2)法人所在地 青森県上北郡おいらせ町向山東二丁目2の1263
- (3)電話番号 0178(56)4131
- (4)代表者氏名 理事長 苫米地 義之
- (5)設立年月日 昭和58年9月16日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 青森県 第0272500539号

(2)事業所の目的

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の意思及び人格を尊重し心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

- (3)事業所の名称 特別養護老人ホーム木崎野荘
- (4)事業所の所在地 青森県上北郡おいらせ町向山東二丁目2の1263
- (5)電話番号 0178(56)4131
- (6)管理者(事業所長)氏名 田中 宏幸
- (7)当事業所の運営方針

ア. サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

イ. 利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。

ウ. 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

エ. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

オ. 施設は、指定短期入所生活介護サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

カ. 特別養護老人ホーム木崎野荘の空床を利用する事業所であるため、本体施設である特別養護老人ホ

ーム木崎野荘と一体的に運営を行う。

(8)開設年月日 昭和59年4月1日

(9)利用定員 14名

(10)居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。原則として、1人部屋となります。2人部屋、4人部屋は、長期入所利用者の入院等で空きがある場合に利用することができます。但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類		室数	居室・設備の種類	室数
居室	1人部屋	14室	食堂	2室
	※2人部屋	8室	機能訓練室	2室
	※4人部屋	12室	静養室	2室
浴室	一般浴室	1室	医務室	2室
	特別浴室	2室	予備室	2室

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更:ご契約者又はご利用者から居室の変更希望の申し出あった場合は、居室の空き状況により当事業所でその可否を決定します。又、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆居室に関する特記事項

・南棟(4人部屋、2人部屋、1人部屋)

①全室に洗面所(傾斜鏡、混合栓、レバー式蛇口)と手すり付洋式トイレ設置。

②4人部屋、2人部屋は、ベッドまわりにカーテン設置。

③1人部屋のみエアコン設置、テレビ端子設置。

④1人1台、床頭台使用可能。

・北棟(2人部屋、1人部屋)

①居室外に共同の洗面所(傾斜鏡、自動水栓、電気温水器)と手すり付洋式トイレ設置。

②2人部屋は、共用の出入口、中間を壁で間仕切り。

③全室にエアコン設置、テレビ端子設置。

④1人1台、小型のタンス使用可能。

(11)ご利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費、施設・設備

居室(4人部屋、2人部屋、1人部屋)

※上記は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。介護負担限度額の認定を受けている方は、記載されている居住費の額とします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

管理者 1名(併設事業所と兼務)
生活相談員 1名以上(併設事業所と兼務)
介護支援専門員 1名以上(併設事業所と兼務)
介護職員 26名以上(併設事業所と兼務)
医師 1名以上(嘱託・併設事業所と兼務)
看護職員 2名以上(併設事業所と兼務)
栄養士または管理栄養士 1名以上(併設事業所と兼務)
機能訓練指導員 1名以上(併設事業所と兼務)

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週月曜日 13:00～15:00
2. 介護職員	早勤 7:30～16:30 2～3名
	日勤 9:00～18:00 2～4名
	遅勤 10:00～19:00 2～3名
	夜勤 17:15～ 9:15 4名
3. 看護職員	早勤 8:00～17:00 1～2名
	日勤 9:00～18:00 1～2名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスには、

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の基準サービス）
 (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険の基準外のサービス）

があります。

(1)介護保険の基準サービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き、各利用者の給付割合に応じた額が介護保険から給付されます。※介護負担限度額の認定を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とします。

<サービスの概要>

- ①食事～当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 7:30～ 昼食 11:30～ 夕食 17:00～

- ②入浴～入浴又は清拭を週2回行います(但し、利用日によっては、入浴できない場合があります)。寝たきりのご利用者でも特殊浴槽で入浴することができます。

- ③排泄～排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

- ④健康管理～医師や看護職員が、健康管理を行います。

- ⑤レクリエーション、クラブ活動～ご契約者又はご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。書道、茶道、カラオケ、ゲームなど

⑥送迎(通常の送迎の対象地域の場合)

- ・ご利用者の心身の状態やご家族の事情等により、ご自宅と当事業所との間の送迎を希望される場合に実施します。なお、通常の送迎の対象地域(介護保険の給付の対象となる地域)は、おいらせ町、六戸町、三沢市、八戸市内区域となっています。
- ・上記以外の地域(介護保険の給付の対象とならない地域)でも、ご契約者が希望される場合には送迎を実施します。この場合、送迎に要した費用をご負担いただきます。
- ・送迎のご希望時間が、他のご利用者の希望時間と重複する場合は、当事業所で調整させていただきます。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第6条参照)

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金と居室、食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

※サービス利用料金は、ご利用者の要介護度やご利用の居室等に応じて異なります。

- ☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、上記サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ご契約者の希望により、通常の送迎の対象地域において送迎を実施した場合は、上記の料金表に自己負担額として、片道につき184円が加算されます。又、対象地域以外において送迎を実施した場合は、別途料金をいただきます。(下記(2)③参照)

☆看護体制加算(Ⅱ)を算定した上で、看護職員の定期巡回により急変の予測や早期発見に努め、急変時の医療方針について合意を得た上で、主治医と連絡が取れない場合に備えての協力医療機関との取り決めを行い、次の状態のご利用者に介護を提供した場合、1日58円が加算されます。

イ.喀痰吸引 ロ.人工呼吸器 ハ.中心静脈栄養 ニ.人工腎臓 ホ.常時のモニター ヘ.人工膀胱または人工肛門 ト.経鼻栄養または胃瘻等の経管栄養 チ.褥瘡治療 リ.気管切開

☆常勤の機能訓練指導員を配置している場合、1日12円が加算されます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2)介護保険の基準外のサービス(契約書第4条、第5条、第6条、第9条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事(行事食等)

ご契約者又はご利用者のご希望に基づいて特別な食事(行事食等)を提供します。

○利用料金:要した費用の実費

②ご契約者又ご利用者が個人の嗜好、ご希望に基づいて選定するおやつ費用…1日250円

③理美容(理美容サービス)

2か月に1回、美容師の出張による理美容サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。但し、ご利用期間中に美容師の出張日が重なった場合に限りです。

○利用料金:1回あたり

- ・男性…調髪と顔剃…2,000円、調髪のみ…1,500円(寝たきり等のご利用者は500円増し)
顔剃のみ…1,000円
- ・女性…調髪と顔剃…1,500円、調髪のみ…1,000円(寝たきり等のご利用者は500円増し)
顔剃のみ…500円

なお、料金は変更となる場合があります。

④送迎(通常の送迎の対象地域以外の場合)

通常の送迎の対象地域以外(介護保険の給付の対象とならない地域)において、ご契約者からの希望により送迎を実施した場合は、通常の送迎の対象地域の境界線からご自宅までの距離に応じた費用をご負担いただきます。なお、送迎のご希望時間が、他のご利用者のご希望時間と重複する場合は、当事業所で調整させていただきます。

○利用料金:片道あたり実費

⑤複写物の交付(コピーサービス)

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物(コピー)を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

○1枚(片面複写のみ)につき10円

⑥持ち込み電気製品の電気代

ご利用者の申し出により、個人専用で使用する目的で電気製品を持ち込み利用される場合の電気代(コ

ンセント使用料)として電気製品1品につき1日当たり100円をご負担いただきます。

⑦テレビ貸し出し料

ご利用者の申し出により、居室内テレビの貸し出しを利用される場合は、1日50円をご負担いただきます。なお、台数に限りがありますので、希望する方はお早めに申し出て下さい。

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用の実費をご負担いただきます。

○衣類、タオル類、洗面用具、上履き、医療費(一部負担金等)、市販薬等

○ご利用者の嗜好等に係る菓子類、飲料水等

○ご契約者又はご利用者の希望により当事業所が提供する日用品及び教養娯楽に係る費用

○インフルエンザ等の簡易検査キットやガーゼ、チューブなどの衛生材料費

○請求書等送付の際に必要な切手代等

＊おむつ代、衣類の洗濯代は、介護保険の給付の対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う30日前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了後にご請求します。お支払いは、サービス提供月の翌月の20日(休日の場合は、その翌営業日)に下記の指定口座に自動振替となります。なお、振替日までに自動振替払いの手続きが間に合わない場合には、下記の指定口座にお振込をいただくか、現金でお支払下さい。なお、当事業所の請求事務は、月単位となっておりますので、月をまたがるご利用の場合は、それぞれの月ごとに分けてのご請求となります。

指定口座

青森銀行 松園町支店 普通 1143400 社会福祉法人誠友会 理事長 苫米地義之

(4)利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において、診療や治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・治療を保証するものではありません。又、下記医療機関での診療・治療を義務づけるものでもありません。)

①嘱託医

名 称	沼田医院
所在地	六戸町大字犬落瀬字後田17-1

②協力医療機関

名 称	おいらせ病院
所在地	おいらせ町上明堂 1-1

③協力歯科医療機関

名 称	昆歯科医院
所在地	おいらせ町上明堂82

※介護職員による痰の吸引、胃ろうによる経管栄養の実施について

当事業所は、登録特定行為事業者として、青森県の登録を受けております。

介護福祉士及び一定の研修や実地研修を終了した介護職員が、医師、看護職員との連携等の下に利用者、家族の同意を得たうえ、痰の吸引、胃ろうによる経管栄養を実施します。

(5)利用の中止、変更、追加(契約書第7条、第8条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者のご都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに当事業所にお申し出下さい。

○利用開始予定日の前日午後5時までに申し出がなく、それ以降に利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、当事業所の稼働状況により、ご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

○ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対してご利用を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、電話や面談による口頭説明または文書で通知することにより、即座にご利用を終了させていただく場合がございます。

(6)個人情報の活用(契約書第11条参照)

ご利用者に係る他の関連機関(医師、行政、居宅介護支援事業者等)との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、ご利用者又はご契約者等の個人情報を他の関連機関に提供する場合があります。

5. 苦情の受付について(契約書第15条参照)

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けています。

○苦情受付窓口(担当者) 生活相談員 和田由香

介護主任 山崎瑠里子 北向 愛

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30(祝日を除きます。)

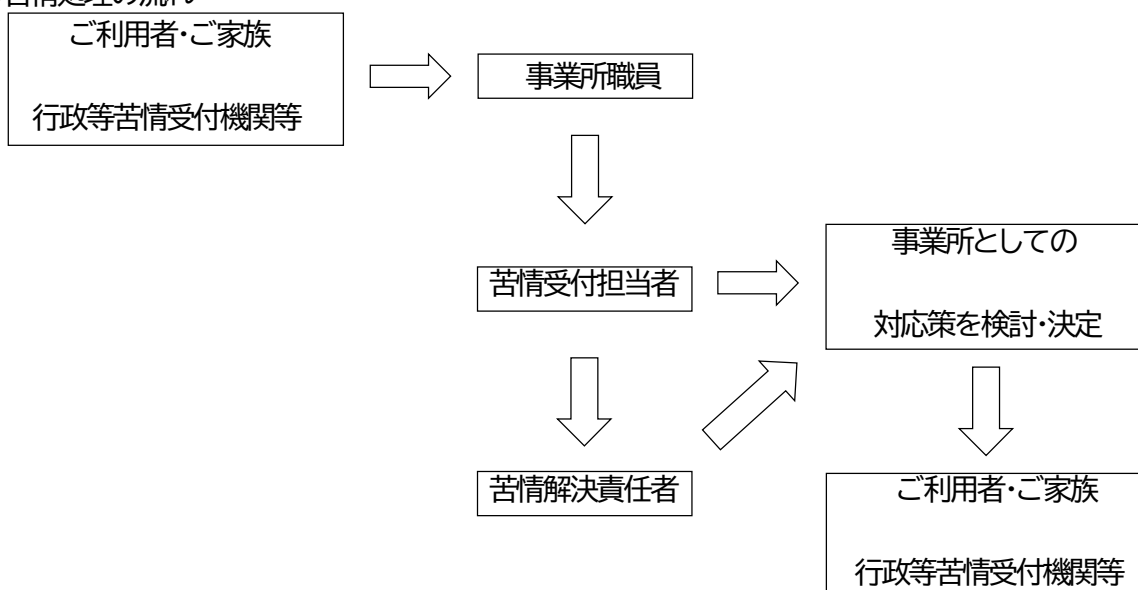
○苦情処理責任者 管理者(事業所長) 田中 宏幸

又、苦情受付・相談用のボックスを事業所内ホールに設置しています。

(2)行政機関その他苦情受付機関

名 称 等	所 在 地	電 話 番 号
おいらせ町役場 介護福祉課	おいらせ町中下田135-2	0178(56)4705
六戸町役場 保健福祉課	六戸町大字犬落瀬字前谷地60	0176(55)3111
三沢市役所 介護福祉課	三沢市桜町一丁目1-38	0176(53)5111
八戸市役所 介護保険課	八戸市内丸一丁目1-1	0178(43)2111
青森県国民健康保険団体連合会	青森市新町二丁目4-1	017(723)1301
青森県運営適正化委員会	青森市中央三丁目20-30	017(731)3039

(3)苦情処理の流れ



6. 緊急時の対応について

当事業所でのサービス提供時に、ご利用者に容態の急変等が生じた場合は、速やかに主治医又は当事業所の協力医療機関、救急隊、ご契約者等に連絡する等の必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応について

当事業所でのサービス提供時に、事故が発生した場合は、速やかに主治医又は当事業所の協力医療機関、救急隊、ご契約者等に連絡する等の必要な措置を講じます。

又、ご利用者に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。但し、ご利用者又はご契約者に過失が認められる場合は、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償責任を減じることができます。

万が一、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底するなど、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

8. 虐待の防止について

当事業所では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2)虐待防止のための指針整備
- (3)従業者に対し虐待を防止するための研修を定期的実施します。

9. 身体拘束防止について

当事業所では、利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ない場合とは、次の三つの要件を全て満たしていると判断された場合に限りです。

- ①切迫性……利用者本人、または他の利用者の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高いこと。
- ②非代替性…身体拘束、その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。
- ③一時性……身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものであること。

緊急やむを得ない場合に該当するか否かの判断は、施設長以下、関係する職種が集まり検討した上で判断します。その後、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容・理由・拘束の時間や期限等を明記した文書をもって、説明と同意を頂きます。また、身体拘束を行っている期間中でも定期的に見直しを行い、それを記録として残します。

10. 非常災害対策について

当事業所では、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又、防火管理者を設置して、非常災害対策を行います。

○防火管理者 介護職員副主任 倉内 翔太

- (1)非常災害用設備として、自動火災報知器、非常警報装置、非常通報装置、消火器、屋内消火栓を設置しています。
- (2)始業時、就寝時には、火災危険防止のため、自主点検を行います。

- (3)火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。
- (4)防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……………年1回以上
 - ②ご利用者を含めた総合訓練……………年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- (5)訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11. 衛生管理等について

- (1)当施設では、ご利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じるものとします。
 - ①施設における感染症の予防及びまん延の防止対策委員会……………おおむね3月に1回以上
 - ②施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針整備
 - ③職員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。